

# 安平町創業等支援事業補助金

安平町では、町内で新たに創業を予定している方を対象として、対象経費の1/2で最大で200万円の補助をいたします。

(ただし、空き店舗活用の方は、対象経費の2/3で、最大250万円となります。)

Q. どんな創業者が対象になるの？

A. まずは、安平町に住民票がある方や創業時に安平町に住民票を移す見込みの方です。  
(5年を超えて創業した事業を続けていただくとともに、町内に住んでいただきます。)  
その他、税の滞納がないことや該当年度で創業を考えている方です。  
また、その方には安平町商工会に、入会していただきます。



Q. 創業までの流れは？

A. まずは、町、支援機関（安平町商工会・地元金融機関）に、創業についての相談をしていただきます。次に、「創業塾」受講していただきます。(受講が先になってもかまいません。)  
その後、支援機関と相談しながら、事業計画を立てていただき、町の面談を受けながら本申請を行い、審査を受けます。

項目	内容	補助率等
事業拠点費 	①事業の拠点となる空き店舗などに掛かる費用（不動産の取得は含みません。） ②創業に必要な機器・工具などの購入やリース料 ③什器や備品。 ④建物の賃貸に要する経費	◇補助率 1/2 以内 （空き店舗活用の場合は2/3以内） ◇補助金上限 200万円以内 （空き店舗活用の場合は250万円以内） ※下線部は、新たに追加された部分です。また、経費の区分ごとの補助金上限設定を廃止し、経費全体での上限設定に変更しました。
人材育成	従業員のスキルアップを目的とした研修会等への参加経費等	
広告宣伝	HP作成や新聞などの広告掲載やパンフ等の作成費等	

詳細は、下記までお問い合わせください。また、その他北海道や各機関における創業支援もございますので、創業に合わせた支援事業をご活用ください。

☆北海道安平町役場 商工観光課 商工観光労働グループ TEL (0145) 29-7083